

当院について

令和7年8月1日現在

当院は、健康保険法の規定に基づく基準を実施している保険医療機関です。

1. 病棟について

「一般病棟入院基本料の地域一般入院料1」を算定している一般病棟（56床）です。

当病棟では、1日（平日）に17人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ◎ 8：35～17：30は、看護職員1人当りの受け持ち数は6人以内です。
- ◎ 16：20～1：15は、看護職員1人当りの受け持ち数は19人以内です。
- ◎ 0：30～9：25は、看護職員1人当りの受け持ち数は19人以内です。

2. 食事について

入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)

- ・当病院では、管理栄養士によって適切に栄養管理された食事を適時、適温で提供しております。
(朝食:午前7時30分頃、昼食:正午頃、夕食:午後6時以降)
- ・病棟に食堂を配置し、食堂における食事が可能な患者さんについては、食堂において食事を提供するよう努めています。
- ・入院中の食費に係る費用は、一食につき標準負担金（510円）です。
- ・医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他医療従事者が共同して、患者さんごとの栄養状態、摂食機能および食形態を考慮した栄養管理計画書を作成行っています。

3. 医療DX推進について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するために、受診歴、薬剤情報、特定健康情報、その他必要な診療情報を取得し、それらを活用し診療を行っています。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬の処方をしておりません。

4. 処方について

- ・患者さんの状態に応じ、「28日以上の長期の処方を行うこと」「リフィル処方せんを発行すること」のいずれの対応も可能です。
- ・後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院で発行する院外処方箋は「一般名処方」にしています。
一般名処方は製薬メーカーを指定しないため医薬品の供給が不安定な時でも調剤薬局で医薬品を提供しやすくなります。
※一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分)で処方することを指します。

5. その他

- ・患者さん負担による付添看護はいたしておりません。
- ・当病院では入院患者さんに、入院セット(有料)を導入しております。
- ・明細書を患者に無償で交付しております。

施設基準等について

令和7年8月1日現在

厚生労働大臣の定める施設基準に係る承認又は届出が受理された事項は次のとおりです。

I 基本診療料等

情報通信機器を用いた診療に係る基準
医療DX推進体制整備加算1
一般病棟入院基本料（地域一般入院基本料1）
診療録管理体制加算3
看護補助加算1
看護補助体制充実加算1
療養環境加算
栄養サポートチーム加算
感染対策向上加算2、連携強化加算、サーベイランス強化加算
病棟薬剤業務実施加算1
データ提出加算
入退院支援加算1
認知症ケア加算【加算2】
せん妄ハイリスク患者ケア加算
地域包括ケア入院医療管理料2
看護職員配置加算

II 特掲診療料等

喘息治療管理料
糖尿病合併症管理料
二次性骨折予防継続管理料3
慢性腎臓病透析予防指導管理料
ニコチン依存症管理料
がん治療連携指導料
薬剤管理指導料
地域連携診療計画加算
医療機器安全管理料1
在宅血液透析指導管理料
検体検査管理加算（II）
CT撮影及びMRI撮影
運動器リハビリテーション料（II）
人工腎臓
導入期加算1
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
椎間板内酵素注入療法
胃瘻造設術（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
輸血管管理料II
保険医療機関の連携による病理診断
酸素の購入価格に関する届出（受理番号 第8264号）
外来・在宅ベースアップ評価料（1）
入院ベースアップ評価料122

各種指定状況について

令和6年6月1日現在

保険指定医療機関

労災保険法指定医療機関

生活保護法指定医療機関

結核予防法指定医療機関

指定自立支援医療指定医療機関

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関

身体障害者福祉法指定医の配属されている医療機関

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関

第一種協定指定医療機関

救急告示病院